



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕

官庁事項

令和3年度第二・四半期予算使用の状

況(内閣)

令和3年度第二・四半期国庫の状

(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁

被害回復給付金裁定表記載関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人情報処理推進機構令和

二事業年度財務諸表、独立行政法人

都市再生機構、弁理士登録・特定侵

害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

所在不明の古物商・古物市場主、公

示送達、危険物を積載する車両の寒

風山トンネルの通行の禁止または制

限の一部変更関係

会社その他

会社決算公告

官 庁 報 告

官 庁 事 項

内閣は、財政法第46条第2項の規定によって、令和3年度第二・四半期における予算使用の状況を次のとおり報告する。

令和3年度第二・四半期予算使用の状況(財務省調査)

1. 一般会計

(1) 概 要
令和3年度第二・四半期中における収納済歳入額は、18,948,682,417千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、27,779,607,586千円であり、支出済歳出額が収納済歳入額を超過する額は、8,830,925,168千円である。

(2) 歳 入
令和3年度第二・四半期中の収納済歳入額は、18,948,682,417千円であって、歳入予算額106,609,707,875千円に対して17.7% (前年同期21.5%) の収入割合となる。これを前年同期34,492,391,304千円に比べると15,543,708,886千円の減少となる。これは、公債金において13,439,279,575千円の減少があったこと等のためである。以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

区 分	3年度第2・四半期	前 年 同 期	(単位千円 千円未満切捨)
租 税 及 印 紙 収 入	7,575,400,893	9,315,178,925	
官 業 益 金 及 官 業 収 入	15,589,849	10,440,979	
官 政 府 資 産 整 理 収 入	85,486,587	29,349,852	
雑 収 入 金	2,421,529,859	2,847,466,742	
計	8,850,675,228	22,289,954,804	
	18,948,682,417	34,492,391,304	

また、当期末における収納済歳入額は、19,678,022,931千円であって、歳入予算額(106,609,707,875千円)に対して18.4% (前年同期29.6%) の収入割合となる。

なお、上記収納済歳入額(19,678,022,931千円)に、国税収納金整理基金から一般会計への租入未済額10,267,349,762千円を加えると当期末までの収納済歳入額は、29,945,372,694千円となり、歳入予算額(106,609,707,875千円)に対して28.0% (前年同期34.1%) の収入割合となる。

(3) 歳 出
令和3年度第二・四半期中の支出済歳出額は、27,779,607,586千円であって、歳出予算額137,390,140,343千円に対して20.2% (前年同期18.6%) の支出割合となる。これを前年同期31,049,359,554千円に比べると3,269,751,968千円の減少となる。これは、経営革新・創業促進費において1,756,403,206千円、中小企業事業環境整備費において1,718,931,497千円の減少があったこと等のためである。以下、所管別内訳についてみると次のとおりである。

所 管	3年度第2・四半期	前 年 同 期	(単位千円 千円未満切捨)
皇 国 裁 判 所	1,336,489	784,926	
皇 国 裁 判 所	22,897,372	21,926,163	
費 用 所 属 院	55,690,727	56,095,370	
計	2,556,943	2,546,777	
	21,473,166	22,396,621	

所在不明の古物商・古物市場主の公告

下記の古物商・古物市場主について、その所在を確認できないので、古物営業法（昭和24年法律第108号）第6条第2項の規定により公告する。なお、この公告の日から30日を経過しても当該古物商・古物市場主から申出がないときは、古物営業の許可を取り消すことがある。

令和3年12月6日

徳島県公安委員会委員長 齋藤 恒範

【掲載順序】

- ①氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 ②住所又は居所 ③許可の種類 ④許可証番号 ⑤許可年月日

- ①Moon Trading合同会社 代表者 AMIR MANSOOR ②徳島県徳島市東吉野町二丁目25番地の2ふじたマンション2-08 ③古物商 ④徳島県公安委員会第801010002182号 ⑤令和2年11月30日

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

令和3年12月6日

- 石巻広域都市計画事業
石巻市下釜南部地区
被災市街地復興土地区画整理事業
施行者 石巻市
代表者 石巻市長 齋藤 正美

1 送付を受けるべき者の氏名及び住所

- 氏名 佐々木やへ子
住所 宮城県石巻市門前字西三軒屋50番地
(登記簿記載住所)
氏名 古藤野俊吾
住所 宮城県石巻市日和が丘四丁目10番14号
(登記簿記載住所)
氏名 株式会社コトノ
住所 宮城県石巻市日和が丘四丁目10番14号
(登記簿記載住所)
氏名 キシノリイザヤコ (岸野英夫の法定相続人)
住所 フラジール
氏名 大江 二子 (岸野英夫の法定相続人)

2 通知の内容
土地区画整理法第103条第1項の規定により、石巻広域都市計画事業石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書又は換地図のとおり換地処分します。

教示

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができま。
2 この通知については、上記1の審査請求のほか、この通知があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石巻市を被告として（訴訟において、石巻市を代表とする者は石巻市長となります）、通知の取消しの訴えを提起することができま。なお、上記1の審査請求をした場合には、通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができま。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの通知（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや通知の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

その他
別紙明細書及び換地図については掲載を省略しそれらを宮城県石巻市穀町14番1号にある石巻市復興事業部区画整理課内の縦覧場所にて、縦覧に供する。

危険物を積載する車両の寒風山トンネルの通行の禁止または制限の公示の一部を変更する公示

高知県公示第1号
愛媛県公示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第46条第3項並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の12及び第19条の13の規定に基づき、危険物を積載する車両の寒風山トンネルの通行の禁止または制限の公示（平成11年4月高知県公示第1号、愛媛県公示第1号）の一部を下記のとおり変更します。
道路法施行令第19条の15及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の100の規定により公示します。

令和3年12月6日

高知県知事 濱田 省司
愛媛県知事 中村 時広

1. 公示本文1の表中「高知県土佐郡本川村大字桑瀬字長又から」を「高知県高知郡いの町大字桑瀬字長又から」に改める。

2. 公示本文3の「別表第2のとおり」を「別表第2のとおり。ただし、原則として災害対策基本法に基づき緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル又はこれに類するトンネルを通行しようとする車両（別表第2中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル若しくはこれに類するトンネルの前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要である道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第2にかかわらず、通行することができることに改める。

- 3. 別表第2中2の表可燃性ガス及び毒性ガスの項目の表示品名の欄の「六フッ化硫黄」を削除する。
4. 別表第2中4の表の「消防法別表」を「消防法別表第一」に改める。
5. 別表第2中4の表第五類・自己反応性物質の項目の表示・性状等の欄の「自己反応性物質」を「自己反応性物質」に改める。
6. この公示に係る通行の禁止または制限の変更は、令和3年12月7日から実施する。